

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2014年 1月 30日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 064-0806

住所

札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4  
高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人  
福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 第12-003号

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	0001
	(2)	山崎 美智子	総合	0150
	(3)	深澤 雅子	福祉医療保健	0010
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	西野中央保育園			
設置者名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2012年 7月 23日	～	2014年 1月 30日	
利用者調査実施時期	2012年 8月 1日	～	2012年 10月 18日	
訪問調査日	2012年 10月 23日			
評価合議日	2013年 5月 16日			
評価結果報告日	2014年 1月 30日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 愛和福祉会

代表者氏名: 理事長 小林 寛

所在地: 〒065-0024 札幌市東区北24条東18丁目15番地

TEL 011-781-4858

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1. 地域のニーズを受け止める経営  
 保育園を開設して約40年、利用者には親子が通園する経験者があり、地域のニーズを受け止めて、地域に馴染み、親しく保護者とともにつくる保育園経営に努めている。
2. 年2度の自己評価の実施と質的向上  
 全職員が定期的に年2回、保育指針の骨子、子どもの発達、保育内容、保育計画、健康安全、保護者支援職員の資質向上等、93項目にわたる自己評価とその結果の気づきを記述する評価書を提出し、上司との協議を行っている。さらに、園としては64項目の詳細な計画と実践上の自己評価を行い、業務の課題を明らかにして、課題解決や業務執行の改善・サービスの質的向上に活かしている。
3. 子供の発達に応じた多様な保育形態の対応  
 横割り年齢別保育、異年齢混合保育や2~5才児が自分で選択する遊びの編成など、多様な生活形態を可能にする試みを実践している。このことによる異年齢間の発達や興味・関心に合わせた遊びを体験でき、子ども同士の協同、感性や創造性への働きかけに努めている。
4. 発達の連続性対応と小学校との連携  
 就学に向けた小学校児童との行事参加等の交流と、相互理解の機会を設け、入園時から年2回の成長記録を作成して保育要録の基礎資料にするなど、児童の発達を考慮して、進学小学校との連携に努めている。

◇改善を求められる点

1. 延長保育の対応について  
 0~1歳児の利用増加傾向や本園が住宅地にあり、通勤に時間を要するなど、延長保育は1日平均30名程度の利用がある。延長保育の場には、遊具・じゅうたんなどリラックスした場と遊びの環境作り、当日の視診表の記録と保護者伝達等に努めているが、職員配置や保育の場のゆとりなどの環境につき、一層の工夫を期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

当保育園は年2回、全職員がチェックリストを使って「自己評価」を行っています。日々の保育がマンネリになっていないか、見過ごしているところはないかなど、自己点検をするうえで大事なことと考えています。自己評価を実施することで初心に立ち返ったり、子どもへの関わりがこれでよかったのかなど願みるきっかけになっているように思います。自己評価の延長線に第三者評価がありますが、この評価を実施するようになって、職員各自が役割や改善点を見つけ、日々の保育に活かすようになってきました。第三者評価を受審できるほどの保育を行っているのだろうか、不安もありますが、地域の方に選んでもらえる保育園でありたいと思っています。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 24 年 9 月 5 日

事業者名 (法人名)	社会福祉法人愛和福祉会		
事業所名 (施設名)	西野中央保育園	種別	保育所
事業所所在地	〒 063-0034 札幌市西区西野4条3丁目8番12		
電 話	011-661-5397		
F A X	011-661-4316		
E-mail	nisinotyuu@saiwafukusikai.or.jp		
U R L	http://blog.livedoor.jp/nishino_cyuo/		
施設長氏名	瓜 良司		
調査対応ご担当者	今井 恵久子 (所属、職名：保育係長)		
利用定員	120 名	開設年	昭和 51 年 10 月 1 日
理念・基本方針： 保育理念 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培うために、心豊かに育つ環境づくりと子どもの健全な発達を積極的に促すことを目指します。 基本方針 ・日々の生活の中でいろいろな体験を通して「生きる力」を育てます。 ・戸外に出て元気に遊び、健康なからだをつくります。 ・一人一人の子どもの人権を尊重し「ともに生き、ともに認め合い、ともに育ち合う」環境づくりに努めます。 ・人と人との関わりの中で愛情と信頼感、人を思いやるやさしい心を育てます。			
(通所施設のみ)			

**【本来事業に併設して行っている事業】**

(例) 身体障害者施設における通所事業 (定員〇名)

【利用者の状況に関する事項】（平成24年 4月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（老人福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
2名	3名	20名	24名	25名	26名
5歳児	6歳児	合 計			
27名	名	127名			

○障害等の状況

・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	1名	1名

・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育園を除く)

	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間： )

【職員の状況に関する事項】(平成24年4月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	23名	1名	名	名	名
非常勤	5名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	20名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	1名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	22名 ( 2名)
	名 ( 名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は( )に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	㎡		
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. は	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. は	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	861.77㎡		
(2) 園庭面積	215.64㎡		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行き外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. は	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. は	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	51年	
(5) 改築年	平成	15年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 大舎	<input type="checkbox"/> 中舎制	<input type="checkbox"/> 小舎制
(2) 建物面積	㎡		
(3) 敷地面積	㎡		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. は	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. は	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

**【ボランティア等の受け入れに関する事項】**

・平成 23 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

**【実習生の受け入れ】**

・平成 23 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 11 人

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

①全体懇談会（年1回）1年間の事業計画の内容を知らせ、意見・要望を聞いている  
②クラス懇談会・懇親会（年2回）保育内容を明示し、保護者との意見交流の場としている。  
③個人懇談会（年1～2回）全園児一人20分の時間で実施。保育園での様子や家庭での状況について懇談している。  
④保護者の保育参加（なかよし保育）を実施している。

**【その他特記事項】**



## 評価細目の第三者評価結果(保育所)

社会福祉法人 愛和福祉会

西野中央保育園

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-1 (1)-① 理念が明文化されている。	a	子どもの最善の利益を基に、「只今をよく生き成長の基盤を培い、心豊かに育つ環境づくりを目指す」ことを事業計画、保育方針、保育課程等に明記して、保育の実践に努めている。
I-1-1 (1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	上記理念に基づく基本方針は、「生きる力」「健康な身体」「戸外での遊び」「認め育ちあう」「思いやる心」等の保育環境づくりを明記して、実践に努めている。
I-1-1 (2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-1 (2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	定例の職員会議、年齢・異年齢保育班編成会議、運営目的別業務部会・研究会を開き、理念・基本方針の作成から再検討まで全員が参加・協議して、目的達成に努めている。
I-1-1 (2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	法人の保育理念・こども像・保育目標、保育課程、指導計画、年間行事計画等を随時、園のしおりや園だよりに記載し、保護者や関係機関に配布している。クラス懇談会などで資料を作成し保護者に説明し、理解を図っている。

### I-2 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-1 (1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	2009~2016年の中長期計画を策定している。経営基盤の確立、執行能力の強化、法令等に準じた適正な運営、人材の育成と確保等の基本的な運営計画を示している。
I-2-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	中長期計画に基づいて年次事業計画を策定し、その事業結果を報告している。
I-2-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-1 (2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	事業計画の策定にあたっては、法人が示す基本計画に基づき、保育園の運営について、園の業務所掌各部署の意向を示して、組織を挙げた事業計画の策定に努めている。
I-2-1 (2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a	事業計画については労使の関係を含め、運営に関する計画の骨子について協議し、運営の実際について園の業務所掌の責任を全うするよう検討し、共有している。
I-2-1 (2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	事業計画の骨子、特に保育の基本姿勢と具体的な計画について、園のしおり、園だより、保護者懇談会などを通じて周知に努めている。

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-1 (1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	業務分掌規程に基づき、園長の役割を明確にし、内部組織部会・年齢別・異年齢保育班編成などを指示、全組織の円滑な運営の推進責務を果たしている。
I-3-1 (1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	児童福祉法、保育所保育指針、保健衛生等保育に関連する法令理解は、業務分掌に応じた責任を明らかにして、全組織的対応に努めている。
I-3-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-1 (2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	園長、係長、主任を軸に保育課程に示す標準化したサービス内容につき、4半期あるいは年2度の反省評価を定期的に記録し、見直す等適正な指導にあたっている。
I-3-1 (2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	経理、人事・労務、施設・設備管理は、園長を軸に地域・保護者などの保育ニーズを踏まえ、組織的な所掌に応じた質的な効果効率を図るよう努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1- (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1- (1) -① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	地域環境と園の歴史などを踏まえ、利用家族の生活や保育ニーズ分析などを行い、個別的な対応を可能にする保育に努めている。
Ⅱ-1- (1) -② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	利用者状況に変化、利用階層の分析等を基礎として経営分析を行い、課題を検討する等、常に最善の経営ができるよう努めている。
Ⅱ-1- (1) -③ 外部監査が実施されている。	a	第三者の会計事務所が経理課題を主に点検し、公的な場で運営上の意見を述べる事が出来るよう、契約を締結している。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2- (1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2- (1) -① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	中長期計画の軸が人材の確保と養成にあり、これに基づく適正配置、資質の確保、個別の人材養成に努めている。障がい児保育など専門性が必要な場合は、専門研修を受けた職員の配置や研修への継続的な参加など、具体的なプランが確立している。
Ⅱ-2- (1) -② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	b	成績・情意・能力等に応じた客観的評価基準を策定した人事考課の実施はない。だが、年2回保育業務全般の認識に関するアンケートを実施、個別の記述意見を付す評価を行って、組織全体の保育関連認識の確認を行い、サービス資質の向上に活かしている。
Ⅱ-2- (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2- (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	法人の労使関係の支部が園単位にある。相互の就業状況・労務関係等の改善等が協議できる仕組みがあり、協議・解決にあっている。
Ⅱ-2- (2) -② 職員の福利厚生事業や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	b	全道的な福利厚生事業に参加するとともに、法人独自の仕組みにより、職員の福利厚生の向上に努めている。だが非常勤者対応については、改善が求められる。
Ⅱ-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2- (3) -① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	全職員が自己研修の課題に自主的に取り組むとともに、園内研修、法人研修、外部研修に参加出来るよう計画化している。
Ⅱ-2- (3) -② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	研修計画の基本は、職掌、経験など個別状況を踏まえて組織的に計画化し、実施している。
Ⅱ-2- (3) -③ 定期的に園別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	研修計画は、法人の保育部会で協議・検討して見直すとともに、園で職員の個別状況を踏まえて個別研修の機会を設定している。研修終了後に報告レポートを作成し、発表する機会を設けるとともに、個々の評価や見直しを行ない改善をしている。
Ⅱ-2- (4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2- (4) -① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受け入れマニュアルに基づき、担当者の設定、訓練方法等、体制を整えた取り組みをしている。

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3- (1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3- (1) -① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	事故・感染症・衛生関係等の緊急時の利用者の安全確保体制については、各業務所掌に応じて組織的に、かつ定期的に、マニュアルに準じた対応が出来るよう体制を整えている。
Ⅱ-3- (1) -② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	a	予測可能な災害対応には、保護者にも対応策を配布する等、職員・家族連絡網などの整備、避難路・場所等の明示、消防署等との定期的避難訓練の実施に努めている。
Ⅱ-3- (1) -③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	事故・感染症・衛生関係等の緊急時のリスク対応には、取り組みの経験を活かした対策を講じ、各業務所掌に応じて、組織的にかつ定期的な対応への体制を整えている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかわりを大切にしている。	a	子どもと地域との交流を広げる働きかけは、地域に定着している。児童会館で地域の子どもと共に遊んだり、町内会主催の夏フェスティバル、卒園児交流会の参加、世代間交流で高齢者施設訪問など社会と関わる機会を取り入れている。
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	ちびっこ広場の名称で年間10回、0～5歳児の子どもと保護者に園開放をし、保育園の機能を地域に提供し子育て支援を行っている。職場訪問活動として近隣の中学生を受け入れ乳幼児と触れ合ったり、保育士の仕事を体験するなど保育園の機能を地域に還元している。
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b	ボランティア受け入れマニュアルを準備し、基本的な姿勢や認識を持っているが、当面するニーズが乏しく、実施体制は十分ではない。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	関連する福祉事務所、児童相談所、保育センター、小学校、区の保育園連携等社会資源を明示して、活用・連携を図るよう努めている。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	子どもの個々の事情に関連して、必要な所管機関と連携し、子どもの利益に寄与出来るよう適切な連携を図っている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	園運営の歴史的経緯を踏まえ、利用する子供や保護者の状況を分析するとともに、地域の保育ニーズ、児童数の変化など関係機関と連携して、適切な地域保育ニーズ等を把握している。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	地域の中高校の職業体験事業の受け止め、子育て支援の一環としての園開放等、可能な園の機能の提供を積極的に展開している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	法人共通の保育理念、保育方針に基づき、子ども一人ひとりを尊重し個性と成長に合わせた保育過程、保育計画を作成している。職員は会議や研究会で理念を共有し、保護者には「入園のしおり」や全体懇談会等で保育方針を伝えている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	プライバシー保護については、法人の「個人情報に関する基本指針」及び「個人情報保護に関する規定」に基づきマニュアルを整備し、適切に取り扱っている。玄関に文書により掲示し、施設設備面では年齢に応じトイレのドアや施錠について配慮するなど、組織として具体的に取り組んでいる。
Ⅲ-1-(2) 利用者の満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	園が年間行事として定期的に開催している保護者との全体懇談会、個人懇談会、親子参加行事等の機会を通して、保護者の意向を把握している。保護者の相談内容や意見は会議等で検討し、必要に応じて結果を「園便り」で報告している。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	保護者が登園、降園の際、直接話し易いように券筒づくりをしており、相談室を設置している。連絡紙や手紙でも意見交換し、意見箱を玄関に備える等、保護者が相談や意見を述べ易い環境を整備している。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決システムの仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決システムの仕組みについて「入園のしおり」で周知をはかり、玄関に文書で提示している。苦情受付担当者、責任者、第三者委員を配置し、法人としての受付窓口、公的機関の苦情受付窓口を案内している。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	保護者の意見や要望は、職員会議等で検討して、速やかに解決するよう対応している。意見や相談事項は「意見要望のファイル」に記録して法人に提出し、結果については苦情処理簿に記載している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	評価機関による第三者評価を受審し、公表している。全職員の自己評価を自己評価ガイドラインに基づき年2回、保育園の自己評価を年1回実施してホームページに公表しており、サービス内容を評価する体制が整備され、機能している。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	各会議で評価結果の分析を行い、明確になった園の良さや組織として取り組むべき課題について文書化し、職員参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	保育理念や方針に基づき、指導計画に個々の保育目標や内容が、具体的に記載されている。提供するサービスについて、健康管理マニュアル・乳児保育マニュアル・感染症対策マニュアルなど保育マニュアルは整備されている。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法の見直しは、保育士による自己評価や定期的な第三者評価などを通して行っている。保護者からの意見などは懇談会や日々の会話から把握し、定期的に職員会議などで検証し、サービス向上に努めている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	指導計画は具体的な保育内容を示し、計画に基づいて記録されている。子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、日常生活状況等が適切に記録されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	法人の「個人情報に関する基本指針」及び「個人情報保護に関する規定」に基づき、個人情報の保護、開示の管理体制が整備されている。子どもの心身の状況、家庭環境記載の記録物は保管場所に施錠する等、適切に管理している。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	一人ひとりの子どもの状況を話し合う為のケース会議を、週に1度定期的に開催し、検討した課題や対応については文書化して、職員間で情報を共有している。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	入園案内パンフレットを配布し、見学希望者には職員が園内を案内している。インターネットのホームページに利用者が選択するのに必要な情報を提供し、保育内容を詳細に説明した「入園のしおり」を用意している。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	「入園のしおり」には保育方針や保育内容、行事、持参する物等が具体的に記述されている。入園に際しては職員がわかり易く説明し、保護者の納得を得たうえで同意書を提出するよう行っている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	小学校への移行については、定められた様式により記録し、引き継いでおり、卒園児交流会を年1回実施している。転園や家庭への移行に際しては保育の継続性に配慮し、個人情報に考慮しながら必要な情報を伝えている。また、保育情報の交換や子育てアドバイスを行う集会「ひろば」を園内に設置し、案内している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	組織で定められた様式によりアセスメントしている。子どもの身体状況や生活状況、保護者の生活環境を児童票、指導計画記録、検診記録、保育日誌等から正確に把握したうえでアセスメントを行い、保育サービスの具体的なニーズに繋げている。

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	保育所保育指針に基づき、長期的な年間指導計画や月間指導計画、それに関連しながら、より具体的な日々の子どもの生活に即した短期的な指導計画を作成している。計画策定には全職員による適切な役割分担と協力体制があり、子ども一人ひとりに着目して行っている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	指導計画の定期的な見直しを組織的な仕組みを定めて実施している。職員会議や保育会議の他、チーフ会議、リーダー会議等で検討し、必要に応じて随時見直しを行い、個別の計画については保護者の意向に配慮している。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育指針、法人の理念の趣旨をとらえ編成している。基本方針である子どもの最善の利益を考慮し、子どもの背景や発達過程をふまえて編成している。年1回の全体懇談会で保護者の意見や要望を聞き、家庭の状況や、古くからの住宅地である地域の実態も考慮している。全職員で定期的に評価し、評価に基づき、保育課程の編成を法人内の保育園部会で協議し、見直し改善をしている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	日常の状態観察を行うなど保健的な配慮をしている。個人別の担当制にし、連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密にし、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせた援助をしている。離乳食やSIDSに関する必要な知識は、全職員に周知され、睡眠など個々の状態を考慮し、睡眠時は呼吸や健康状態を定期的に確認している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	基本的な生活習慣の形成と自我の育ちを見守り、自発的な活動を促していく対応を心がけている。保育士との関わりの中で、安心して過ごしながら探索活動が十分行われ、好きな遊びや全身を使うような様々な遊びを取り入れる工夫や配慮をしている。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	横割りの年齢別保育・異年齢のチームによる異年齢保育・2～5歳児が自分で選択し遊ぶ選択制保育などを通し、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。子どもが素材や玩具などを自分で取り出し、遊べるように工夫され、自発的活動や、友だちと協同して活動が出来るような働きかけをしている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	年2回、個別に成長記録を作成している。保育要録につなげ、保育所児童保育要録を作成し、進学する小学校へ送付している。気にかかる子どもについては、就学前に小学校と話し合いを行っている。隣接する小学校の学習発表会などの学校行事参加や、1年生の学級を訪問し交流を行うなど、積極的に小学校との情報交換や連携を行っている。
1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	採光や換気、保湿、保温などの環境保健に配慮している。寝具はクリーニングや布団乾燥を年間通して実施している。用務員が設備の管理や清掃を行い、清潔に保たれている。年齢別の各保育室はオープンスペースになっており、仕切った空間に絵本、ままごと、パズル、積み木コーナーなどが配置されている。子どもたちが安心して環境の中で、自由に遊びに取り組めるように配慮している。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	一人ひとりの子どもに合わせ、丁寧な関わり、自らやろうとする気持ちを育むような保育に努めている。近隣に自然の豊かな場所があり、外遊びが保障されている。専門家による様々な遊具や運動用具を使った体操や遊びを楽しむことが出来るように環境を工夫している。
A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	異年齢のチーム保育や選択制保育を通し、異年齢の関わりは常にあり、子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。コーナー保育を中心として、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。当番活動等、社会的ルールを身に付けられるよう配慮している。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>寒寒川公園など戸外遊びを通じ、身近に木の実や虫などに接する機会をつくっている。児童会館で地域の子どもと共に遊んだり、町内会主催の夏フェスティバル、卒園児交流会の参加、世代間交流で高齢者施設訪問など社会と関わる機会を取り入れている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>食事後、絵本の読み聞かせや絵本コーナーで自由に好きな絵本を見ることが出来る。園文庫での絵本の貸出や、図書だよりを発行して、絵本の紹介や幼児期の絵本の大切さを保護者にも伝えている。毎日の戸外遊びでは、教箇所から子どもが自分で選んだ場所に出かけ遊ぶことができる。月2回、外部の専門家による体育遊びなど、子どもが楽しく学べる環境に配慮している。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの成長・発達過程の記録と、自らの保育実践を振り返り、法人内の保育園部会で作成した「保育士のための自己評価チェックリスト」で、年2回自己評価を行っている。自己点検や自己評価をもとに、保育会議でのグループ討議や、クラス会議などで互いに学びあい、園内研修などで改善に向けて検討し、共通理解を図っている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時、児童票と面接で子どもの育ち、家庭環境について情報を得ている。入園後も、通勤時間がかかる住宅地のため延長保育希望者が多く子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズムを把握し、日常的に保護者との情報交換を行い子どもの理解を深めている。職員間の共通認識のもと、子ども一人ひとりに合わせた援助や要求に対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの特性に配慮した遊びや、全体の保育計画を作成し、全職員に周知し会議で検討したり、専門研修を受けている。障がいのある子どもや発達に心配のある子どもに対し、保護者と相談の上、市の巡回指導を受けるなど、保護者や専門機関との連携を密に行い、子どもにとって、より良い保育ができるように努めている。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>延長保育は、ホール横の乳児保育室で遊具やじゅうたんを敷き、リラックスして遊べるよう配慮している。その日の出来事は視察表に記載し、延長保育の保育士が保護者に口頭で伝えている。長時間保育を受ける子どもは、一日平均30名位おり、人数が多い時などは対応が十分とはいえない状況である。今後、延長保育を受ける子どもの状況に応じて、ゆったりと過ごせるような保育士の配置など工夫することを期待したい。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>保育業務マニュアルや保健計画を作成している。子どもの伝染病のお知らせや、保護者との情報交換で、一人ひとりの状況を常に把握している。特に対応に配慮が必要な場合は、職員間での情報を共有しながら、降園時は細かく保護者に伝えている。体調のすぐれない子どもには保護者に確認し、静養する場所が用意されている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>ランチルームで2～5歳児と一緒に食事をしている。子どもたち自身で配膳や後片付けなどを、手際よく協力している。食育計画を作成し、食育の観点からも、野菜の栽培や収穫した野菜をクッキングし保育に取り入れながら食べる楽しさを知らせている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>札幌市給食統一献立表により、調理している。調理員がランチルームで子どもの食事の盛り付けを見守りながら様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。保育士と調理員との連携が十分取られ、給食会議や日々の中で、子どもの喫食状況に合わせた献立や、調理を工夫する意見交換をしている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年間計画に基づき、健康診断を実施している。健診結果は個人別の健康カードに記録、職員間で情報を共有し、保護者に個別に報告している。健診後は嘱託医とカンファレンスを行い、一人ひとりの子どもの発育・健康状態について話し合い、日々の健康管理に有効に活用している。</p>

2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	除去食に関しては、医師による意見書を提出、専門医の指示を受け、個別に対応している。保護者から十分な聞き取りを行い、代替食を提供、誤食がないように配膳時には個別のトレイにネームプレートをつけ、口頭で確認している。アレルギー疾患等についての知識や誤食がないよう全職員で対応策を話し合い、共通理解のもと進めている。
A-2-(3)-② 調理場、水回りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	保健衛生部が中心となり、調理場、水回りなどは衛生管理マニュアルにそって、衛生管理が継続的に行われている。食中毒発生時対応マニュアルを整備し、研修を実施している。用務員がトイレや水回りを清掃し、洗剤や消毒薬の管理を行っている。

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	食育計画を作成している。献立表や好評なレシピを配布している。その日の献立のサンプルや食材料を掲示し、年齢別の摂取量を保護者に伝えている。給食便りで伝統的な季節の行事食や、発育期にある子どもの食事の重要性を伝えている。食器は陶器、ランチルームでのテーブルとイスの高さなどは年齢に合わせるなど、食事と取巻く環境の大切さも伝えている。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	連絡帳、今日の出来事のボードなどに記載すると共に、送迎時に日常的な情報交換を行い、保護者との信頼関係を築いている。個別面談は、全園児一人20分の時間で実施している。他にも普段の様子と異なり気になる家庭には、個別対応で呼びかけ保護者支援を行っている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	年度初めの4月に全体懇談会を設け、保護者へ子どもの発達や育児、保育の意図やお知らせを伝え、また保護者から意見や要望を聞き相互理解のための話し合いの場になっている。クラス懇談会は年2回行っている。保護者が希望する日時に、なかよし保育というテーマで保護者の保育参加を実施し、親子で給食を食べたり遊びに参加して、子どもの様子や保育の共通理解を図っている。
A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待防止マニュアル・虐待対応マニュアルを整備し、職員研修をしている。保育の中での視診、子どもや家庭の不適切な養育状況を把握して、園全体で情報を共有し、虐待の未然の防止や早期発見に努めている。特に養育が不適切と思われる家庭には個別に母親支援をしている。情報は速やかに施設長に届く体制と、行政や関係機関との連携体制を整えている。